



ヤス・引っ掛け、タテガリ	釣糸は1.5号以下、ハリは9以下 リール、ルアーの使用は禁止
友釣	リールの使用は禁止
<b>たも網</b>	<b>たも網の口径40cm以下</b>

2 略

第5条から第8条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、**次表に基づき減免を受けようとする障害者はこれを証する手帳(身体障害者手帳又は療育手帳)を提示しなければならない。また、次表にかかわらず、**遊漁者が18歳以下のときは無料。

漁業の名称	期間	遊漁者区分	遊漁料の額	現場加算料
あゆ	年間	一般	12,000円	<b>3,000円</b>
		女性・障害者	10,000円	
	1日	一般	3,000円	
		女性・障害者	1,500円	
雑魚 あまご うぐい おいかわ あじめどじょう	年間	一般	7,000円	<b>1,500円</b>
		女性・障害者	5,000円	
	1日	一般	1,500円	
		女性・障害者	750円	

2 遊漁料は、**組合の指定する遊漁証取扱所**又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。**ただし、1日遊漁料については当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には前項に規定する現場加算料**

ヤス・引っ掛け、タテガリ	釣糸は1.5号以下、ハリは9以下 リール、ルアーの使用は禁止
友釣	リールの使用は禁止
_____	_____

2 略

第5条から第8条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、**次の表の場合において、**  
\_\_\_\_\_遊漁者が18歳以下のときは無料。

**女性及び肢体不自由者のときは身体障害者手帳又は療育手帳の提示で割引を受けられる。監視員の見回りの際遊漁券を所持していない場合は現場加算をする。**

**手釣、竿釣による遊漁の場合**

漁業の名称	単位	優待	行使料の額	現場加算した日券
あゆ	年間	一般	12,000円	<b>6,000円</b>
		女性・障害者	10,000円	
	1日	一般	3,000円	
		女性・障害者	1,500円	
雑魚 あまご うぐい おいかわ あじめどじょう	年間	一般	7,000円	<b>3,000円</b>
		女性・障害者	5,000円	
	1日	一般	1,500円	
		女性・障害者	750円	

2 遊漁料は、**次に掲げる場所** \_\_\_\_\_又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を遊漁者の漁具・漁法に規定

現場加算料の規定を第2項へ移行

現場加算料の表記の適正化

現場加算料の表記の適正化

納付場所の明確化  
現場加算料の規定を第1項

<p><u>をあわせて納付するものとする。</u> <u>3 前項に規定する指定遊漁証取扱所、オンラインシステムは、組合の掲示板、ウェブサイトにて公表するものとする。</u></p> <p>第10条から第13条 略</p>	<p>_____</p> <p>第10条から第13条 略</p>	<p>から移行し、文言調整 納付場所の公表方法を明確化</p>	
---	----------------------------------	-------------------------------------	--

附則1 この規則の変更は、行政庁の認可を受けた日（令和7年 月 日）から施行する。